

医療法人社団
木下内科診療所
グループホーム令寿
運 営 規 程

医療法人社団
木下内科診療所

この規程は、医療法人社団 木下内科診療所が開設する指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所「グループホーム令寿」の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第1条 本事業所は、老人福祉法及び介護保険法の理念に基づき、要介護及び要支援2の状態であって認知症の状態にある者（著しい精神症状や著しい行動異常がある者、急性期状態にある者を除く）に対して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行い、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指し、認知症高齢者福祉の増進に寄与することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業所は、前条の目的達成のため、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、保健医療・福祉関係者や行政機関等との密接な連携に努めるものとする。

2. 本事業所は、明るく家庭的な雰囲気及び健全な環境の下での生活を確保するため、利用者の人格を尊重し、従業者との信頼関係を基調とする適切な処遇について、不断の努力を行う。

3. 本事業所は、共同生活住居において、家庭的な環境の下で、食事・入浴・排泄等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

4. 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとする。

(従業者の職種及び員数)

第3条 従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- | | | |
|-------------|-------|--------------|
| (1) 管理者 | 1名 | (計画作成担当者と兼務) |
| (2) 計画作成担当者 | 1名以上 | |
| (3) 介護職員 | 12名以上 | |

(従業者の職務の内容)

第4条 従業者の職務は次のとおりとする。

- (1) 管理者は、本事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 計画作成担当者は、共同生活住居の介護職員等と連携し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況を踏まえて、認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下、「介護計画」という。）を作成し、説明及び同意を得た上で交付する。また、当該計画に基づいたサービスの実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更を行う。

- (3) 介護職員は、介護計画に基づき、利用者に対して、入浴、排せつ、食事、着替え等の日常生活の支援、日常生活の中での自立支援、相談・援助等の提供を行う。

(利用者の定員)

第5条 利用者の定員は18名とする。

(指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 本事業所は、利用者の個別事情を考慮した上、その特性に応じ、次の各号によりサービスを提供する。

- (1) 介護は、利用者の認知症症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、妥当適切に行う。
- (2) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するため、適切な技術をもって行う。
- (3) 介護は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動を支援する内容とする。
- (4) 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と共同で行うよう努めるものとする。
- (5) 利用者又はその家族が、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続きを行うことが困難な場合は、その者の同意を得た上で、当該手続きの代行を行う。

(利用料その他の費用)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、利用者の自己負担額は利用者の負担割合に応じた額とする。

なお、厚生労働大臣が定める基準額は、重要事項説明書に提示するものとする。
前項のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。

食材料費	日額	1,600 円
光熱水費	日額	700 円
管理費	日額	500 円
家賃	日額	2,700 円
おむつ代	1 枚	実費相当額

2. 前項の費用の額に係わるサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
3. 家賃の内訳は、居室及び共有部分の賃料とする。なお、利用者の解約日までの期間は、外泊・入院等による不在時にも発生する。

- (2) 虐待防止の為の指針を整備する。
- (3) 従業員に対して虐待防止の為の研修を定期的実施する。
- (4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者は管理者とする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は事業所が定めた協力（歯科）医療機関に連絡し、受診する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者及び利用者家族に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第12条 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。また、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録する。
- 2. 事業所は、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
 - 3. 事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償保険に加入する。

(身体的拘束等の適正化に向けた取組み)

- 第13条 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 2. 事業所は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。
 - 3. 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。
 - 4. 事業所は、前項ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。
 - 5. 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じるものとする。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体拘束等の適正化の為の指針を整備する。

4. 食材料費の内訳は、食材、調味料、お茶等。なお、利用者個人の嗜好によるものは、個人が負担するものとする。
5. 食材料費は、喫食数に応じて支払うものとする。
6. 本事業所は、利用者の現金、預貯金、通帳、キャッシュカード、印鑑、年金証書その他の有価証券等の管理は原則として行わないものとする。
7. 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとの区分）について記載した領収書を交付する。

（入居にあたっての留意事項）

第8条 利用者又はその家族は、本事業所の利用にあたり、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- （1）本事業所の対象者は、要介護状態区分が要支援2または要介護1以上の者であって医師の診断に基づく認知症の状態にあり、かつ次の項目を満たす者とする。
 - ・少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
 - ・常時医療的管理を要する状態にないこと
 - ・著しい行動障害（暴力行為、不潔行為、破壊行為等）がないこと
 - ・伝染性疾患を有していないこと
2. 利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなったときは退去となる場合があるとする。
3. 退去に際しては、利用者及び契約者の意向を踏まえたうえで、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退去に必要な援助を行うよう努める。なお、利用者の退去までに要する生活費用等の実費及び退去に要した修繕費等の実費は利用者の負担とする。
4. 身上に関する重要事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を届け出るものとする。
5. 外出及び外泊に当たっては、あらかじめその旨を届け出るものとする。

（非常災害対策）

第9条 管理者は、自然災害、火災、その他防災対策について、計画的な防災訓練と設備の改善を図り、利用者の安全に対して万全を期すものとする。

2. 前項の実施については、年2回以上の避難訓練を行うものとする。

（虐待の防止の為の必要な措置）

第10条 本事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、責任者を設置する等の必要な体制整備を行うとともに、次の措置を講じるものとする。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催とともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。

(3) 従業員に対して身体拘束等の適正化の為の研修を定期的実施する。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 従業員に対して感染症の予防及びまん延の防止の為の研修を定期的実施する。

(従業者の研修)

第15条 本事業所は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を次のとおり確保するものとする。

(1) 採用時研修 採用前又は採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

2. 本事業所は、全ての従業者等(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。

(秘密保持等)

第16条 本事業所の管理者及び従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を漏らしてはならない。

2. 本事業所は、従業者であった者が、正当な理由なく業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を漏らすことがないように、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3. 本事業所の管理者及び従業者は、必要な範囲において利用者及びその家族等の個人情報を取り扱う。なお、利用者及びその家族等の個人情報の取り扱いに関して、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

4. 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

（協力医療機関等）

第17条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

2. 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。
3. 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
4. 事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
5. 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。

（苦情処理）

第18条 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。
 - （1）事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - （2）事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（地域との連携など）

第19条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2. 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね4月に1

回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3. 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- (1) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第22条 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関する記録を整備し、その完結の日から最低5年間は保存するものとする。

第23条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人社団木下内科診療所と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年11月1日から施行する。